2023.3.10　ふくしま県域災害支援ネット設立シンポジウム

「多様なセクターの連携と
平時からの関係性構築について」

災害支援の文化を創造する
JVOAD

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
Japan Voluntary Organizations Active in Disaster
事業部　事業担当　　古越　武彦

自己紹介

ふるこし　たけひこ
古越　武彦

出身	長野県北佐久郡　御代田町
所属	ＪＶＯＡＤ 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
経歴	長野県職員（R4.3.31早期退職） ・県職員30年のうち後半の15年間は防災業務に従事 ・2011年以降に長野県で発生した全ての災害対応に従事 ・最終役職「火山防災幹」
信条	常に被災者目線

主な災害対応の経験等

災害応急活動：①地震、②風水害、③土砂災害、④噴火災害、⑤雪害

応急活動の検討：原子力災害（原子力発電所から30km以遠の対策）

長野県の特徴

①面積

約13，562㎢　全国4番目

（東西約128km、南北約220km）

②市町村数

77市町村

（19市、23町、35村）

○ **77市町村の人口規模（R2.1.1）**

人口　10,000人以下：43町村

（うち人口　5,000人以下　29（うち1,000人以下6））

○ **58町村役場の行政職員数（R2.1.1 ）**

一般行政職　100人以下：45町村

（うち50人以下18（うち20人以下3））

※全体の約8割の町村は、平常時においてもマンパワーに乏しい。

「長野県市町村ハンドブック（令和2年版）」より

令和元年東日本台風（台風第19号）

令和元年東日本台風災害の概要

1　気象概要

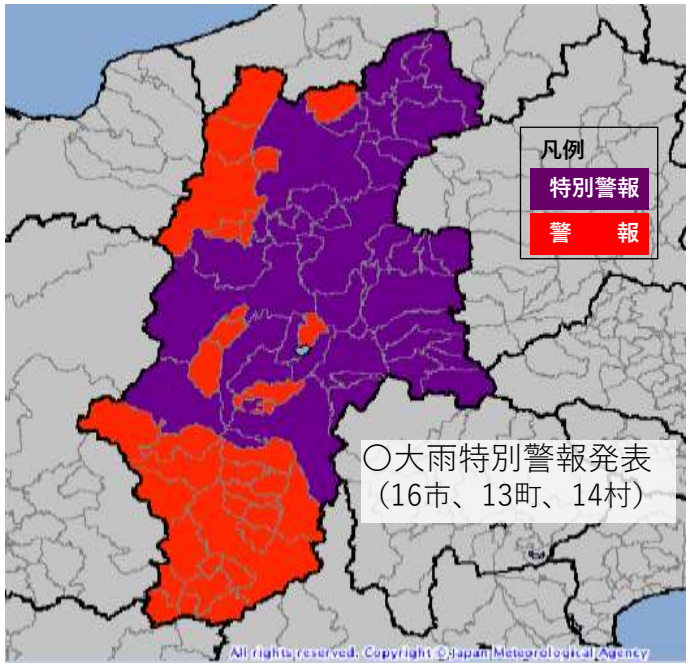

2　県の主な対応について

（１）災害対策本部等の設置（災害対策基本法に基づく）

ア　長野県

・10/11（金）15:30　警戒・対策本部

・10/12（土）15:30　災害対策本部

（15：30県内市町村への大雨特別警報の発表による）

・　3/26（木）災害対策本部廃止

イ　市町村

・最大34市町村が災害対策本部を設置

（２）災害救助法の適用

・10/12（土）：大雨特別警報が発表された43市町村

（３）被災者生活再建支援法の適用

・10/25（金）：県内全77市町村

3　救助に係る受援状況

要請先等	活動期間	活動内容
自　衛　隊	R1. 10. 12～11. 30	人命救助、災害廃棄物処理、入浴・給食支援等
緊急消防援助隊	R1. 10. 13～10. 15	人命救助
警察災害派遣隊	R1. 10. 13～11.　3	人命救助、警ら
海上保安庁	R1. 10. 13～10. 14	人命救助

○救助機関による救助者数

・自衛隊748名

・消防・消防団755名

・警察256名

・海上保安庁16名　合計1,775名

令和元年東日本台風災害の概要

4　主な被害状況

人的・住家被害等の状況
（R3.6.29現在）

1　人的被害
- 死者　23名
  （内災害関連死　18名）
- 行方不明者　0名
- 重傷者　14名
- 軽傷者　136名

2　住家被害
- 全壊　920棟
- 半壊　2,498棟
- 一部損壊　3,564棟
- 床上浸水　2 棟
- 床下浸水　1,360棟

3　避難の状況
避難所等約400か所開設
開設期間10/12～12/20
延べ避難者約75,000人

（－）千曲川決壊　長野市　穂保地籍

市道白鳥神社線　東御市　本海野

(国)361号　上伊那郡南箕輪　北沢山地籍

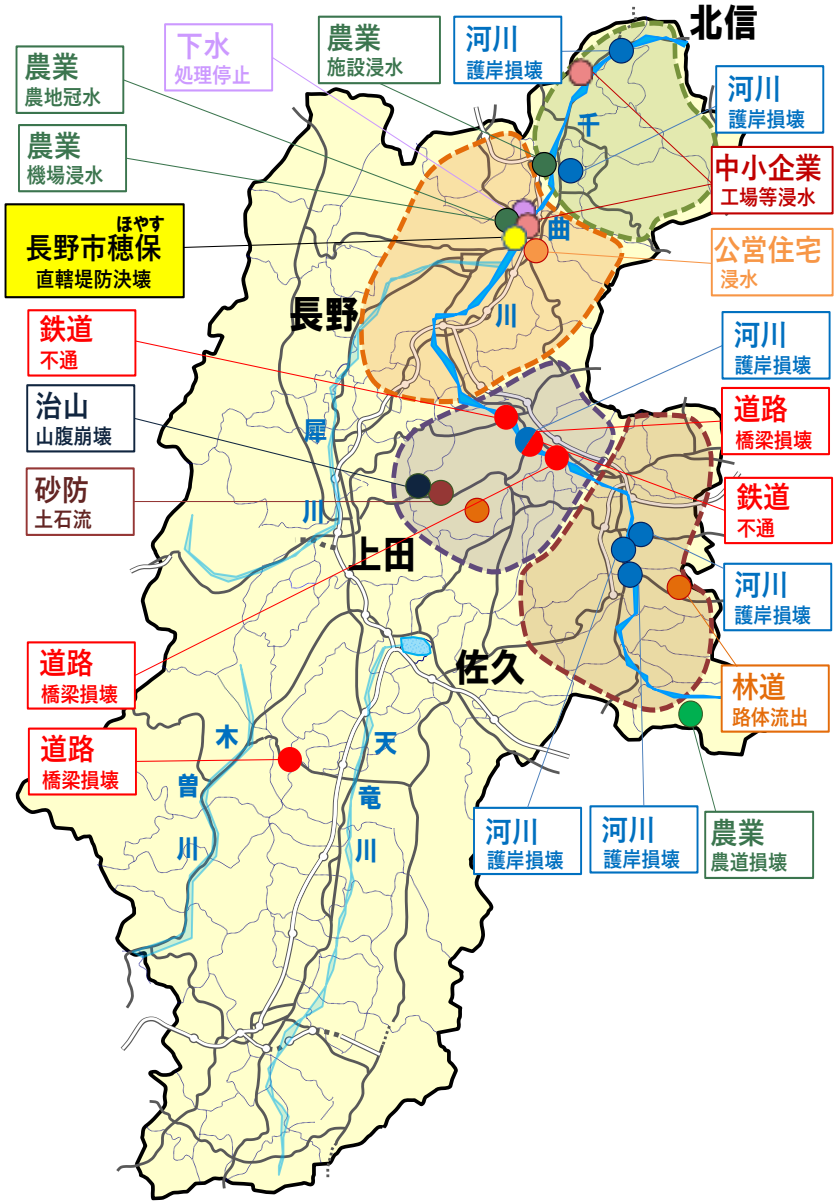

主な事前対策

近年、長野県において発生した主な災害

○長野県災害対策本部を設置（全9回（うち災害救助法9回適用））

平成23年

長野県北部の地震【H23.3.12】

平成26年

①平成26年２月14日からの大雪【H26.2.14】
②台風第８号に伴う大雨【H26.7.9】
③御嶽山噴火【H26.9.27】
④長野県北部を震源とする地震（長野県神城断層地震）【H26.11.22】
⑤平成26年12月17日からの雪【H26.12.18】（※災害救助法適用なし）

令和元年

令和元年東日本台風（台風第19号）【R1.10.12】

令和2年

令和２年７月豪雨【R2.7.3】

令和3年

令和３年８月大雨、９月土石流（※1つの災対本部で運用、救助法はそれぞれに適用）

【近年の災害例】　平成26年　長野県内で発生した災害

平成２６年２月　大雪

平成２６年７月　南木曽土石流災害

平成２６年９月　御嶽山噴火災害

平成２６年１１月　長野県神城断層地震

市民セクターとの連携は、行政にとっては「新しい取組」

⇒まず、どこが「担当するか」を決めることに時間がかかる。

⇒連携を進めたい部署が覚悟を決めて、主導権を握る。

※戦略をもって能動的に進める。

（災害救助法と被災者生活再建支援法を所管）

市民セクターとの連携を実現するための仕組みづくり（H27）

①連携体制の構築

⇒長野県災害対策本部の中に位置づける。

⇒実績をつくる。

（訓練への参加などを通じて、理解を促進）

②県地域防災計画の修正

⇒連携するための根拠をつくる。

⇒県の計画を通じることで、市町村の取組へとつなげる。

平成27年度長野県災害対策本部室の体制について

災害対策本部室の体制

体制	体制の考え方
Ⅰ	平成23年3月の県北部地震ｸﾗｽの災害発生の場合（単一市町村被災の場合）
Ⅱ	広域的に複数の市町村が被災した場合
Ⅲ	大規模災害が複合して発生した場合、もしくは対応が長期化した場合の交代要員

各体制の配置人数

配置人数／体制	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
危機管理監	1	1	1
本部室長	(1)	(1)	(1)
総括調整担当	6	8	12
警察担当	1	1	1
災害救助法担当	1	1	1
活動調整担当	5	7	12
物資調整担当（県職員）	7	10	14
情報収集・分析担当	1	1	1
情報分析担当	5	7	11
情報収集担当	11	15	21
広域応援・救助担当	9	13	19
情報発信担当	7	9	13
庶務担当	6	8	12
県職員計	60	81	118
物資調整担当（外部：本部室要員）	3	5	5
ＮＧＯ・ＮＰＯ代表等（協働機関）	3	3	3
外部等計	6	8	8
合計	66	89	126

県の図上訓練（H27.9.1）への参加
①県レベルにおける対応の確認
②防災関係機関との調整

長野県地域防災計画への位置付け（平成27年度修正へ反映）

長野県地域防災計画「風水害編」第３章

第３９節　ＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携（新設）

第１　基本方針

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、ＮＰＯ・ＮＧＯ等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。

第２　主な活動

１　災害時における民間団体からの支援の在り方やＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携体制の在り方について検討する。

２　国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携体制の構築に努める。

第３　活動の内容

１　民間団体からの支援の結集と活用

（１）基本方針

民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

（ア）　国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

（イ）　官民協働による円滑な被災地支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、ＮＰＯ・ＮＧＯ等及び防災関係機関との調整を行う。

イ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】

（ア）被災地のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

（イ）支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

（ウ）必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

ウ【その他ＮＰＯ・ＮＧＯ等が実施する対策】

（ア）被災地支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

広域受援計画の策定（H29-H30）

ポイント１　広域防災拠点計画の策定

県内においていかなる災害に対しても対応出来るよう広域防災拠点施設を配置する地域（ゾーン）を５ゾーン設定

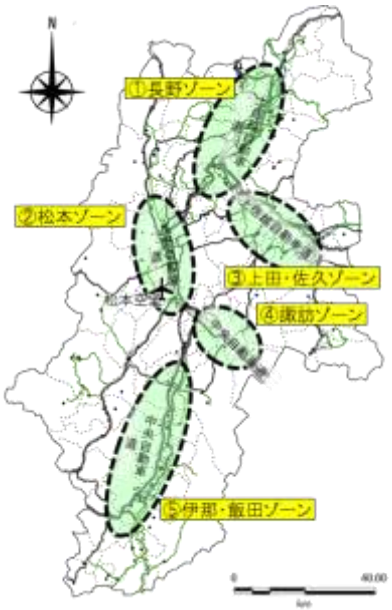

ポイント２　機能別活動計画の策定

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
救助・消防・救命活動	航空医療搬送	緊急輸送ルートの確保	行政職員支援	建物応急危険度判定・宅地危険度判定	避難所運営支援	住宅の被害認定調査・罹災証明交付支援	災害ボランティア・NPO等の活動調整	遺体の対応	災害廃棄物等の処理	その他技術・専門職員支援	物資の確保	物資流通	救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	要配慮者対応支援	緊急車両・優先給油所施設への燃料供給

ポイント３　市町村の受援計画策定支援

「長野県市町村受援計画　標準形」を作成し、全市町村が速やかに策定されるよう県が支援

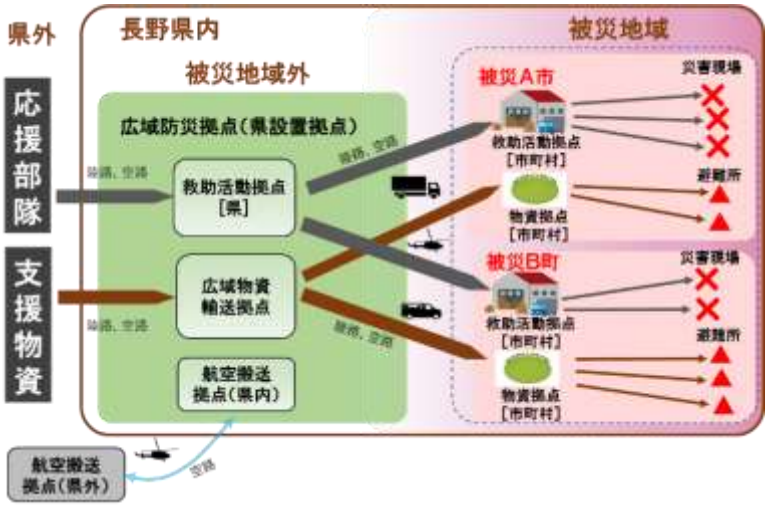

機能別活動計画の策定

受援が必要な16の機能別活動計画の明確化

・基本構想で抽出した16の機能別活動計画を明確化するため、活動を時系列に示した行動計画を作成した。

1	救助・消防・救命活動
2	航空医療搬送
3	緊急輸送ルートの確保
4	行政職員支援
5	建物応急危険度判定・宅地危険度判定
6	避難所運営支援
7	住宅の被害認定調査・罹災証明交付支援
8	災害ボランティア・ＮＰＯ等の活動調整
9	遺体の対応
10	災害廃棄物等の処理
11	その他技術・専門職員支援
12	物資の確保
13	物資流通
14	救護所支援・保健指導支援・医療機関支援
15	要配慮者対応支援
16	緊急車両・優先給油所施設への燃料供給

行動計画「活動の時系列」（８）①ＮＰＯ等の活動調整

初動対応　対応手順　当面の目標

■被災市町村内にて行うＮＰＯ等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、ＮＰＯ等活動調整までの基本的な手続を示す。

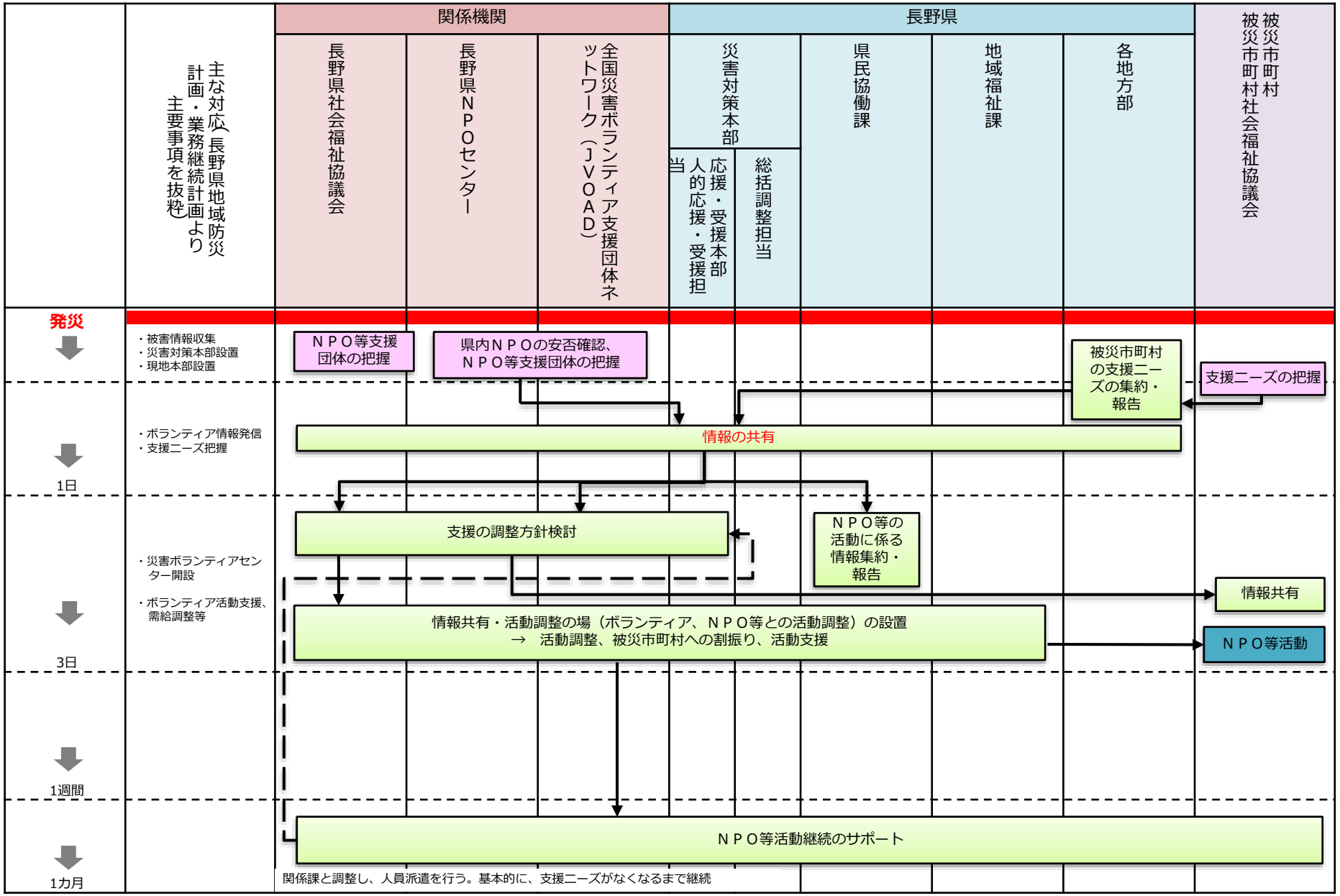

行動計画「活動の時系列」（８）②一般ボランティアの活動調整

初動対応　対応手順　当面の目標

■被災市町村内にて行うボランティア等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、ボランティア等の派遣・活動までの基本的な手続を示す。

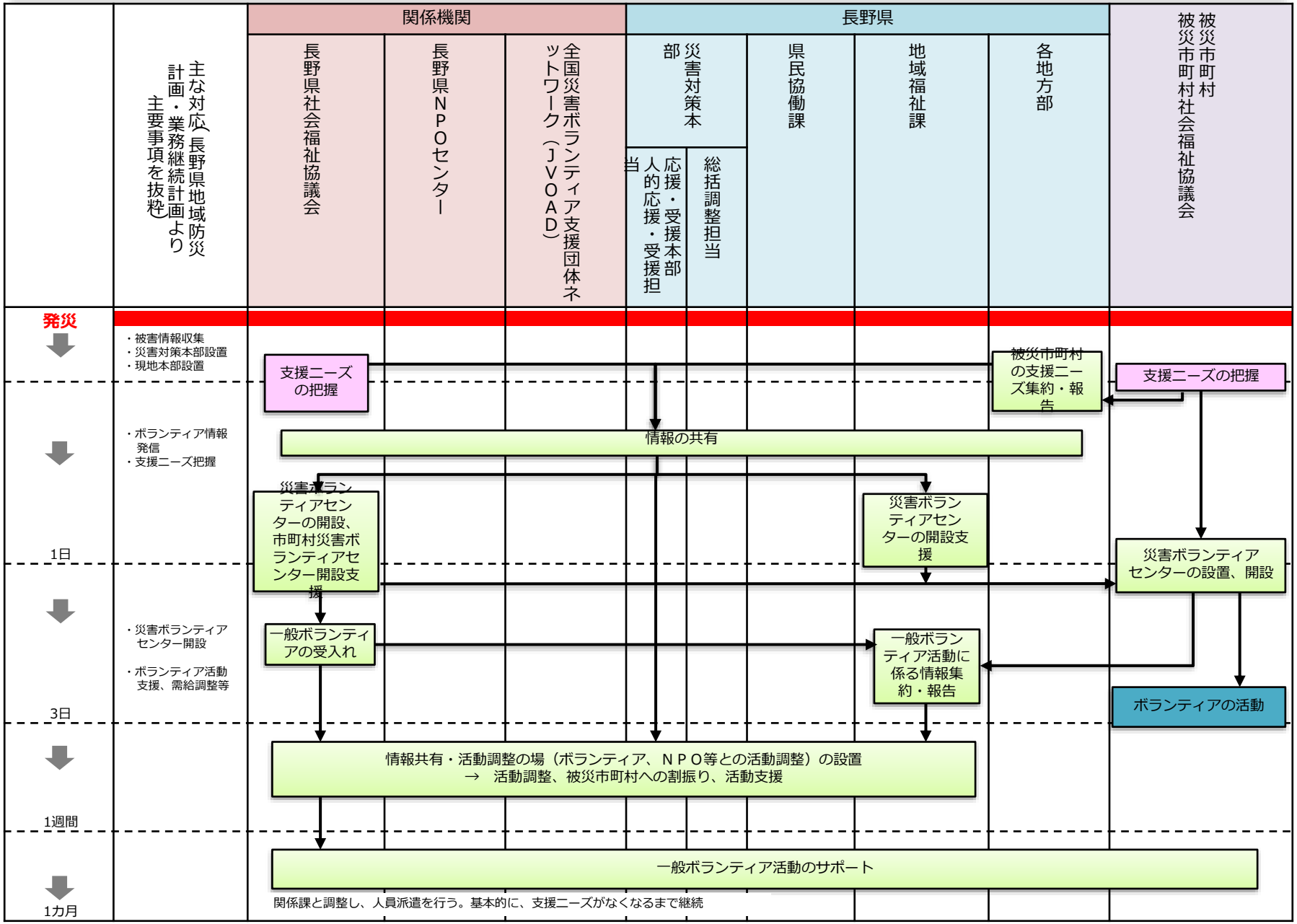

主な事前対策　3者連携体制の構築

H29・30年度

「災害時の連携を考える長野県フォーラム」

H30年度・R1年度

Ｒ１年9月1日　ボランティア・NPO等活動調整訓練

ボランティア（県社会福祉協議会）、NPO等（JVOAD、長野県生活協同組合連合会、特定非営利活動法人長野県ＮＰＯセンター）、行政（市町村、県）の３者の顔の見える関係の構築

令和元年東日本台風（台風第19号）

発災後の主な対応

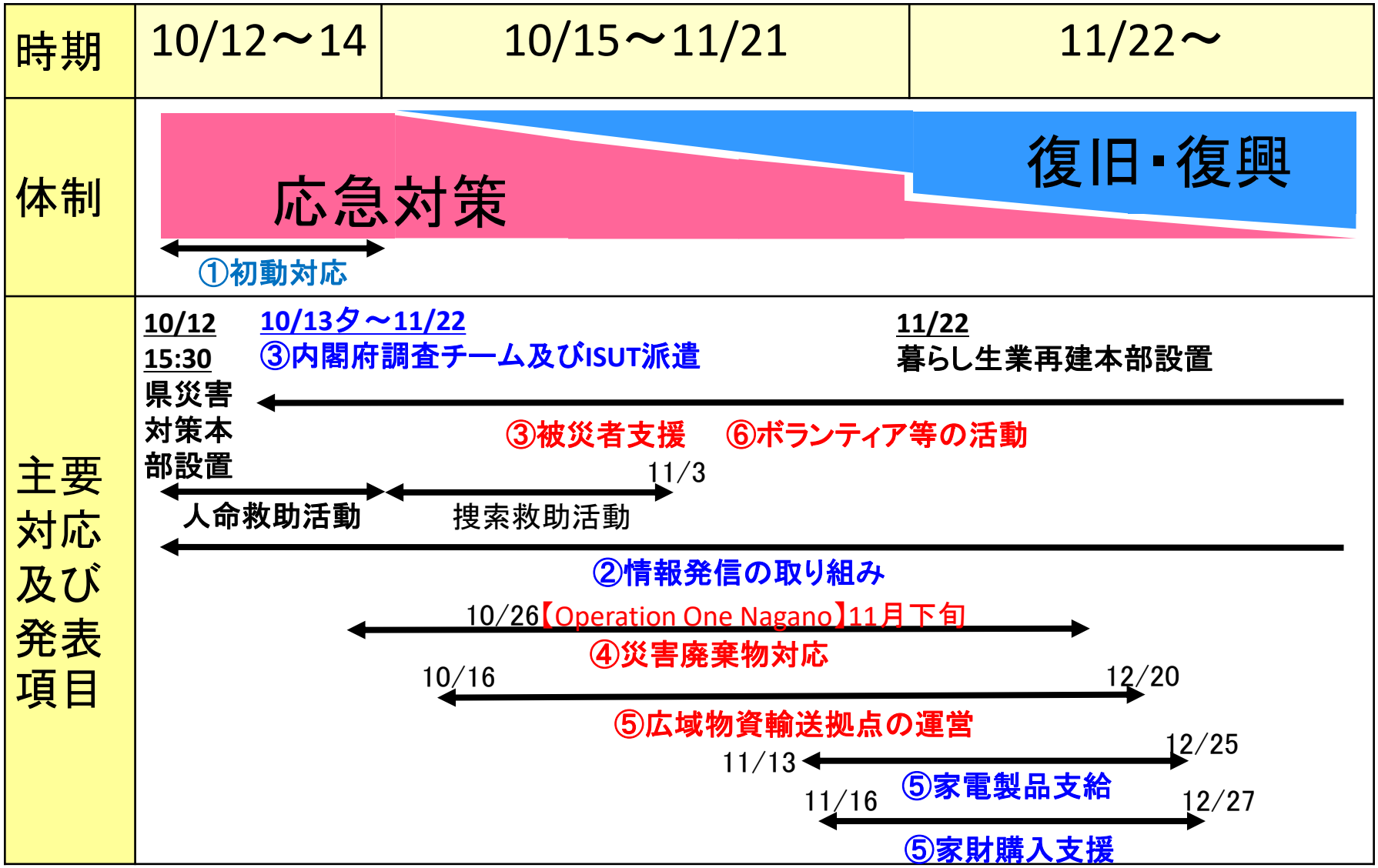
時期
10/12～14
10/15～11/21
11/22～
体制
応急対策
復旧・復興
①初動対応
主要対応及び発表項目
10/12
15:30
県災害対策本部設置
10/13夕～11/22
③内閣府調査チーム及びISUT派遣
11/22
暮らし生業再建本部設置
③被災者支援
⑥ボランティア等の活動
11/3
人命救助活動
捜索救助活動
②情報発信の取り組み
10/26【Operation One Nagano】11月下旬
④災害廃棄物対応
10/16
12/20
⑤広域物資輸送拠点の運営
12/25
11/13
⑤家電製品支給
11/16
12/27
⑤家財購入支援

NPO等との連携・ボランティア等の活動

ＮＰＯとの連携

○専用会議室の確保

災害対策本部室の近くに
会議室を確保

○活動しやすい工夫

現場に入るＮＰＯに
「長野県」のビブス

災害対策本部　レイアウト及び座席表

H31.2から

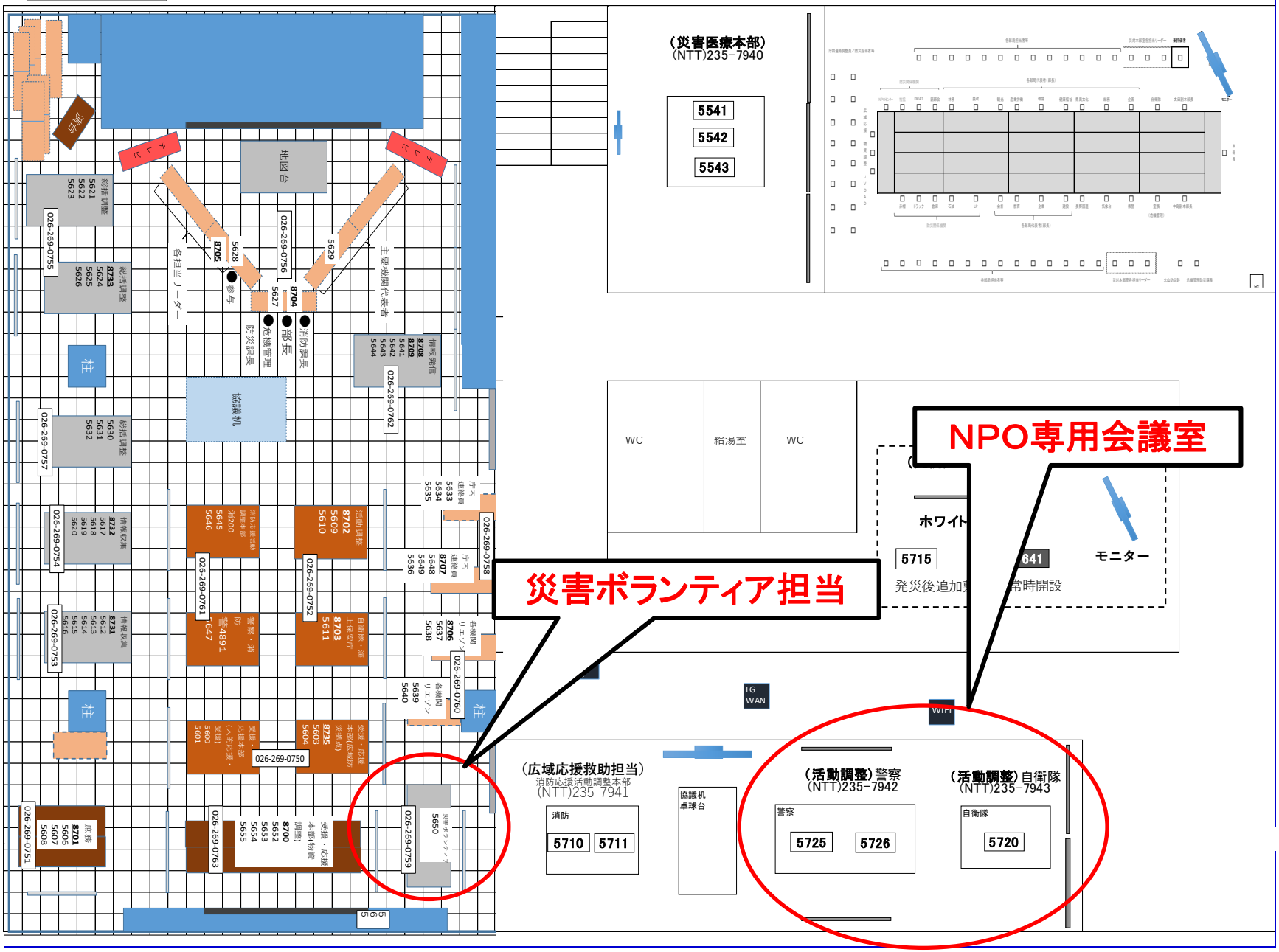

NPO等の活動

NPO/NGO

○ボランティア活動全体コーディネート
（行政、社協、NPO/NGO等）

- **避難所運営支援**
- **災害ボランティアセンター運営支援**
- **重機・技術系支援**
- **こども、高齢者など災害弱者支援**
- **物資支援**
- **ネットワーク・情報共有**

長野県災害時支援ネットワーク（N-net）により、発災以降随時「情報共有会議」が開催され、現場で活動するNPO/NGO等が集まり、各地域の現状や課題、活動状況等を共有しネットワークとして繋がる事で、相乗効果を生み出し、より効果的な被災地支援活動につなげることができた。

ボランティアセンター
運営支援

炊き出し支援

重機作業支援

情報共有会議

ボランティア等の活動

災害ボランティア

〇活動状況（２月２日現在）

全県　延べ72,314 名

〇主な活動内容

・被災住宅の泥の掻き出し

・家財の片づけ

・軽トラによる家財運搬

ボランティア等の活動

農業ボランティア

〇活動状況（２月２日現在）

全県　延べ8,524 名

〇主な活動内容

・果樹周りの泥土の除去

・リンゴ畑、モモ畑、田んぼ等の農地に流れついた災害漂着物の撤去

災害廃棄物対応

Operation One Nagano@長野市

市民、ボランティア、行政、自衛隊が連携し、災害ごみ集め、移動させます。
たくさんの**災害ごみを集中的に大量に移動させるため、**
ボランティア参加のご協力をお願いします。
（台風19号による災害ボランティアで県内初の大規模活動です）

台風19号災害より、大量に発生した災害廃棄物を被災地域から無くすことが、緊急の課題となっています。**ボランティアの皆さんの力**を貸して下さい

市民、ボランティア、行政、自衛隊が一体となるこの活動を「One Nagano(ﾜﾝ ﾅｶﾞﾉ)」と命名

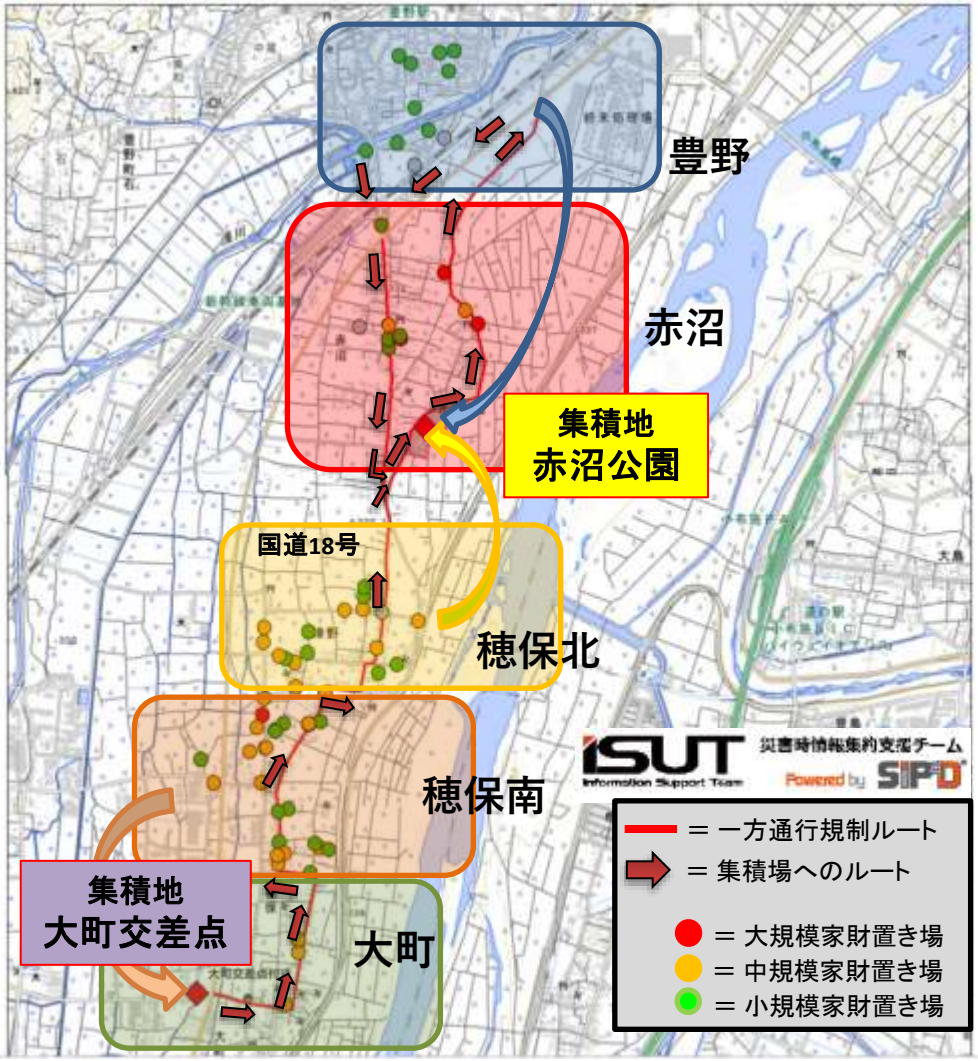

「One Nagano」とは…

・昼間、市民、**ボランティア、行政職員の力を結集し、**長野市豊野地区等に点在する臨時集積所から赤沼公園&大町交差点まで移動させる

・夜間、**自衛隊が赤沼公園＆大町交差点付近に集めた災害ごみを地区外に排出します。**

市民、ボランティア、行政、自衛隊の力で、**被災者のために一丸となって**活動しましょう！

【10月22日撮影：赤沼公園】
大量の災害ごみがまだ周囲にも…

豊野・長沼地区　災害廃棄物対策

ISUT Information Support Team　災害時情報集約支援チーム　Powered by SIPD　内閣府　防災科研

10月25日時点

分類	件数(10月25日)
小規模集積所(個人宅)	37
中規模集積所(要重機)	31
大規模集積所(要支援)	3
合計	71

10月28日時点

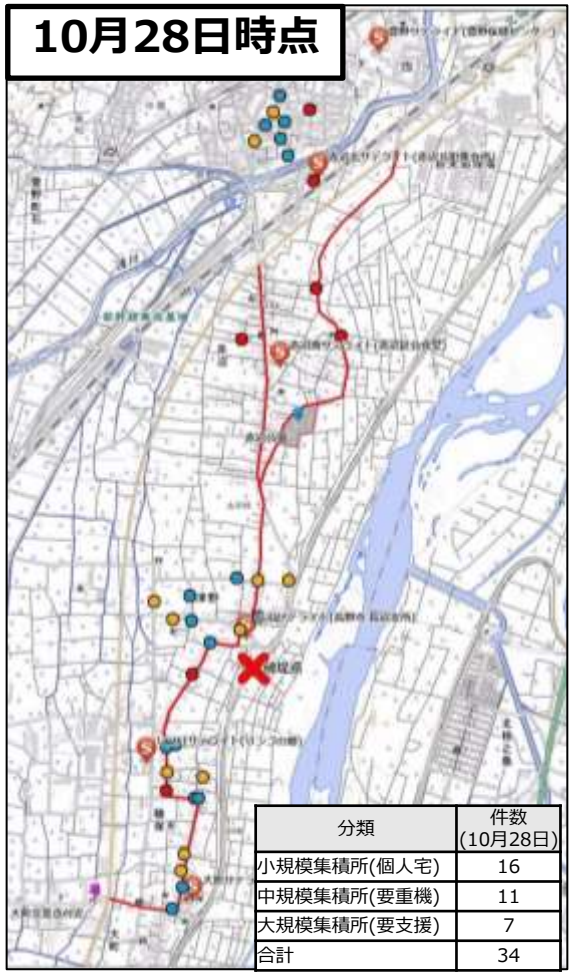

分類	件数(10月28日)
小規模集積所(個人宅)	16
中規模集積所(要重機)	11
大規模集積所(要支援)	7
合計	34

11月1日時点

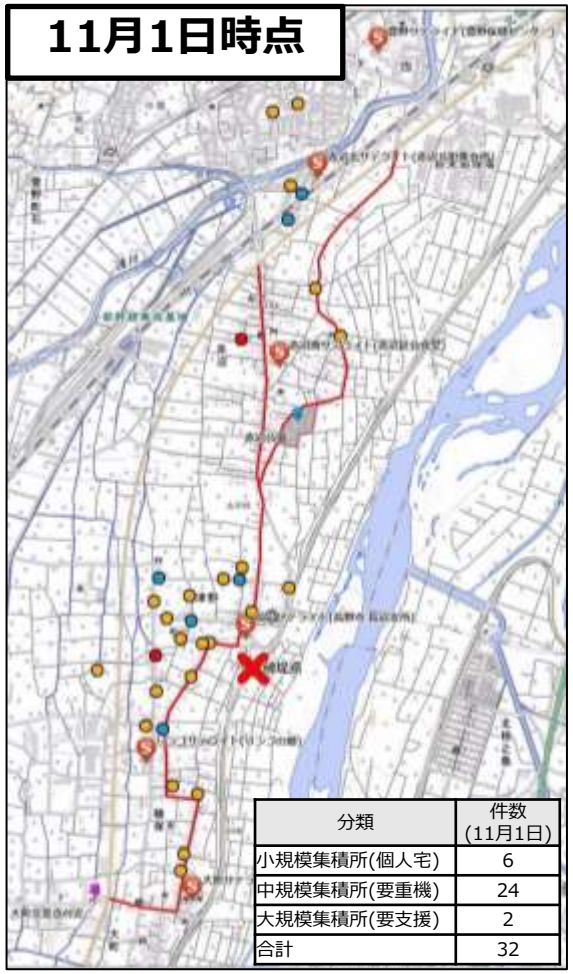

分類	件数(11月1日)
小規模集積所(個人宅)	6
中規模集積所(要重機)	24
大規模集積所(要支援)	2
合計	32

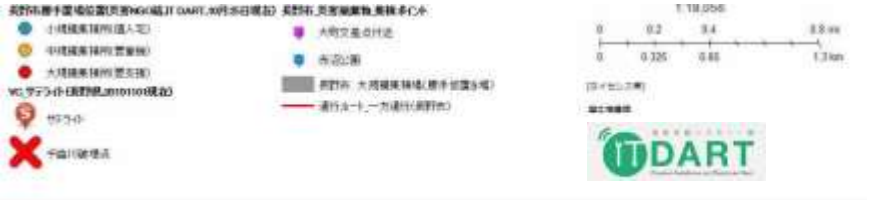

例）

小規模集積所(個人宅)

中規模集積所(要重機)

大規模集積所(要支援)

災害廃棄物対応

赤沼公園の廃棄物の一部（10/22）

提供：防災科研

災害廃棄物等に関する関係者打合せ
（内閣府調査チーム主催）

提供：防災科研

ボランティアへのオペレーション説明

ボランティア等の軽トラ隊による
被災地から赤沼公園等への
廃棄物の搬出・搬入

自衛隊による赤沼公園から市内仮置き場
への廃棄物の夜間搬出・搬入

赤沼公園の廃棄物の状況（11/19）

災害廃棄物対応

SNSを活用したボランティア募集

長野県防災 @BosaiNaga… · 2019/10/25

長野市からのお知らせ
【#災害ボランティア 募集】長野市北部にて、被災した家財等の集積場(勝手仮置き場)の解消を目的とした活動を行います！作業で必要な運搬車両が不足しています。2トン以下のトラック(軽トラ含む)をお持ちの方はぜひご協力下さい！南長野運動公園にて受付頂ければ、すぐにご案内!

512 511

長野県防災 @BosaiNaga… · 2019/11/03

#OneNagano 参加ありがとうございます!発表時から現在までの変化を #内閣府防災×#防災科研 の力で視覚化!３連休後もまた発表します。#ボランティア さんの力が集まった結果を目に見える形で表現したい!３連休後の平日も継続支援をお願いしますが、広く皆さんに現状をお伝えできればと思います。

2 195 347

長野県防災 @BosaiNaga… · 2019/11/03

#OneNagano サポーター店舗（3日9:00時

目標と連携を欠いた応急対応事例

・発災後1ヶ月間、避難所では
ボランティアによる不定期の
炊き出しを除き、パンとおにぎりの
炭水化物中心の生活が続いた。

・この間、外部支援者は栄養バランスを考えた食事に切り替えるよう要望

・行政内部では問題意識や情報の共有が不十分で、物資担当の判断に左右される形で、弁当への切り替えに時間を要した。

・「健康な食事の提供」という目標と連携の欠如

繰り返される被災地のいつもの課題

- 屋根・ブルーシートの課題（地震）
- 床下の対応に関する課題（水害）
- 土砂撤去／解体に関する課題
- 仮設住宅の規格・利用方法に関する課題
- 避難所運営に関する課題（食事、寝床）
- 農業支援に関する課題
- 外国人支援に関する課題
- 物資に関する課題
- 在宅被災者に関する課題

まだまだ
支援の担い手が不足
調整力が不足

課題認識の相違

現行法制の被災者生活再建支援の基本的スキーム

大阪公立大学　菅野先生講演資料より

応急期 → 復旧期

罹災証明（住家被害を判定）

救助される被災者

- 住家被害
- 人的被害
- 収入減少
- その他

避難所等での救助（災害救助法）

現物給付

- 応急仮設住宅供与（災害救助法）現物給付
- 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法）現金給付
- 仮設住宅の見守り等（大災害時のみ補正予算で）サービス
- 弔慰金・災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）現金給付
- 場合によっては支援がある（大災害時のみ補正予算で）サービス
- 平時制度（介護・障害者・生活困窮者など）＋　平時制度の拡張（減免等）

長野県避難所TKBスタンダード（避難所(ホテル旅館除く)における良好な生活環境の確保のための目標）

項目	長野県避難所TKBスタンダードの目標		実施主体	ＴＫＢ長野県避難所スタンダード達成のための実施事項						
	３日以内	７日以内		発災前		３日以内(初動期)				７日以内(応急期)
						24時間以内	48時間以内	72時間以内		３日～１週間まで
前提条件	・避難所が停電・断水している。 ・道路は使用できる。	・停電・断水は解消されている。	共通項目	○「ＴＫＢ長野県避難所スタンダード」の周知徹底 ○市町村備蓄量の把握※ ○企業との協定の締結	災害発生	**○避難者数の把握** ○要配慮者数の把握 ○業者の被災状況確認 ○自衛隊災害派遣要請 ○非常用電源を確保	○福祉避難所の設置・開設 ○支援物資等の確保に向けた広域調整	○広域防災拠点の開設 ○「ＴＫＢ長野県避難所スタンダード」を達成 ○国プッシュ型支援到着	第１回避難所アセスメント調査実施	○国プル型(要請に基づく)支援の本格化 ○避難所の電源設備の増強実施 ○住民による自主的な避難所運営を目指す。	第２回避難所アセスメント調査実施
Ｔ トイレ・シャワー（衛生）	**概ね20人に１基**	**１日１回**	県・国	**□快適トイレの普及** ○県工事での快適トイレの導入促進		○避難者推計に基づく携帯トイレ等のプッシュ型支援開始※	○国プッシュ型支援発送 **□県からレンタル業協会等への快適トイレ等の設置を要請** ○他自治体、ＮＰＯ等保有のトイレトレー	○国プッシュ型支援の到達 ○県調達分の避難所への到着			
	・快適トイレ・手洗い場が確保されている。 ・着替えができ、体を清潔にできる。 ・ゴミが適正に処理できる。	・シャワー（風呂）が利用できる。 ・衣服の洗濯ができる。	市町村	○携帯トイレ等の備蓄 ○避難所へのマンホールトイレ等の導入 ○ゴミが適正に処理できるよう準備 ○住民に対する備蓄等の普及啓発		**□トイレの必要量把握** ○市町村による調達開始 ○不足分の県へ要請※ ○水の確保 ○ゴミの処分体制の確保	○市町村調達分の設置 ○シャワー、洗濯機等の手配	**□全避難所への快適トイレ等の設置完了** ○シャワー、洗濯機等の設置		○入浴施設への送迎開始	
Ｋ キッチン（栄養）	**栄養に配慮した温かい食事**		県・国	**◇キッチンカー導入事業者の把握・情報共有** **◇キッチンカー等による円滑な支援体制確保のための協定締結等**		○避難者推計に基づく食料等のプッシュ型支援開始 **◇キッチンカー要請**	○県備蓄食料の提供 ○県による主食・おかず調達調整開始	○食料調達の継続			
	・主食とおかずがついた食事が提供されている。	・避難所（被災地域）等において作り立てが提供されている。	市町村	○栄養に配慮した食料備蓄及びシステム入力 **◇地域のキッチンカー関係者との活用を検討** ○弁当等による主食とおかずの調達方法を検討 ○日赤奉仕団等の地域		○市町村備蓄食料の提供 ○県への食糧要請※ ○市町村による弁当等（主食・おかず）調達開始 ○地域における炊き出し等を開始	○県・市町村備蓄食料の提供 ○市町村調達による弁当等（主食・おかず）の提供開始	○市町村・県調達による弁当等（主食・おかず）の提供 ○栄養士会等への支援要請		○栄養士等による栄養指導 ○避難者で協力した避難所での調理本格化	
			NPO民間等	○県と情報共有 **◇キッチンカー等による被災者支援に向けた体制の整備等**		**◇キッチンカー関係者と調整開始** ○住民等との協力により炊き出しを実施	**◇キッチンカーと避難所とのマッチング等調整**	**◇キッチンカー第一陣避難所到着**		**◇キッチンカーの避難所等へ配備** ○避難所等での調理支援	
Ｂ ベッド等（睡眠）	**必要な寝床の確保**	**暑さ・寒さの緩和**	県・国	○協定業者との連携強化		○避難者推計に基づく毛布等プッシュ型支援開始※	○県備蓄品の提供 **○県による調達調整(他市町村へ提供依頼含)** ○国への寝具、段ボー	○県調整分の避難所への到着		○国調達電化製品の到達	
	・必要数が確保され、かつ１世帯１空間のパーティションが設置されている。	・適度な温度が保たれている。 ・夏季には冷房等の設置、冬季にはジェットヒーターの設置や電気毛布の配布等により、過ごしやすい環境が保たれている。	市町村	**☆段ボールベット等導入に対応した各避難所のレイアウト調整** ○避難所に応じた寝具（毛布、マットレスなど）の確保		○備蓄品の提供 **☆必要量の把握** ○県への要請※ ○市町村による調達開始 ○毛布、マットレス等の寝具の提供	☆県備蓄段ボールベットの提供 ○市町村調達分の提供	**☆避難所への段ボールベット設置完了**		○電化製品の設置完了	

凡例
□：快適トイレに関連する事項
◇：キッチンカーに関連する事項
☆：段ボールベッドに関する事項
○：その他

※物資調達・輸送調整等支援システムを活用

NPO等による支援活動の事例
活動イメージ①

【避難所】

生活環境改善

日常生活を取り戻す

医療・看護

要配慮者への支援

足湯・困りごと把握

多目的スペースの確保

炊き出し

ペット

運営・ミーティング

NPO等による支援活動の事例
活動イメージ②

【こども】

プレイルーム運営

ストレス発散

【障がい者】

スポーツ体験

【物資】

必要な場所に届ける

倉庫設置

【引越し】

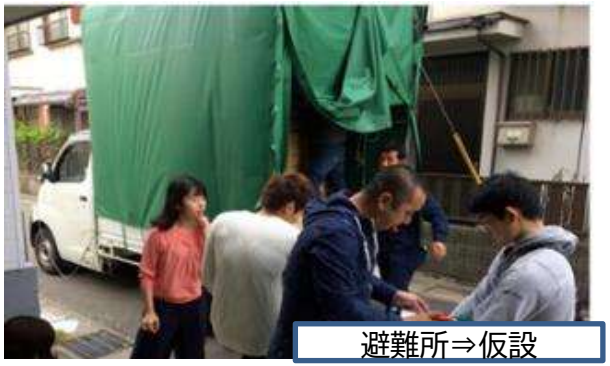

避難所⇒仮設

NPO等による支援活動の事例
活動イメージ③

【応急仮設住宅】

見守り

集会場備品

生活必需品

家電支援

【地域づくり・コミュニティ活動】

車座トーク

仮設住宅サロン

【重機】

貴重品取り出し

【情報支援】

【ボランティア啓発】

【災害支援に参加されるみなさまへ】 安全を確保し、被災者の多様なニーズに寄り添う

一人ひとりを大切にできるボランティア活動のために

① 一人ひとりのニーズの違いに気づくことから始まる

被災者には、一人暮らしの女性や高齢者、ひとり親世帯、障がいと共に生きる人、幼い子や介護が必要な高齢者がいる家族、外国人など様々な背景を持つ人がいます。その人の性のあり方、年齢、家族構成、被災の度合いによってもニーズは違います。

事例（九州と過去の大規模災害より）：アレルギー対応のミルクや食品が無く子どもに食べさせてあげられない、子どもが泣きやまないので避難所を出て車で生活をせざるを得ない、介護用オムツや替え込みがうまくできない高齢者・障害者用の食事がない、エコノミークラス症候群で命を落とす人が出ている（トイレの整備が重要。男女別にする、足腰の悪い人でも使えるようにする）、発達障害を持った子どもの一時預け先が無いなど。

✓ 被災者のおかれた状況に応じた対応を心がけ、幅広く被災者の声を聞く工夫をしましょう。

✓ 活動の中では女性の意見を積極的に聞くようにしましょう。女性は生活上のことや健康の問題などは言い出しにくいものです。特に、元気でや介護上の問題を抱え悩まされている人も

NPO等による支援活動の事例
活動イメージ④

【被災家屋への技術的な支援】

NPO等による支援活動の事例
活動イメージ⑤

【被災家屋への技術的な支援】

NPOとボランティア、どう違う？

『NPOとボランティアはどちらも社会貢献のための活動を行う！』が、

●ＮＰＯ（非営利団体）は

「Non-Profit Organization」 の略称
その名の通り、非営利の組織
収益を目的とする事業を行うことができる
事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てる

ノウハウを持つスペシャリスト集団

●ボランティアは

一般的に「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言う
活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」などがある

出典：厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1203-5e_0001.pdf

善意で集まる個人たち

「避難生活」支援を考える

発災

指定避難所　福祉避難所　指定外避難所　在宅　車中泊など

・食事の提供
・必要物資の提供
・寝床の整備、段差の解消
・トイレ・シャワーなどの提供
・掃除・洗濯などの整備
・運営体制整備、情報提供
・要配慮者、ジェンダー的配慮など

熊本地震では、
・避難所855か所
・50%が最も長い間避難したのは「車中泊」と回答

数カ月～半年

応急仮設住宅（みなし）・公営住宅入居
全壊　（大規模半壊、半壊）

二次避難
広域避難

自宅に戻る

在宅

・家電、生活物資
・自炊の環境
・風呂、トイレなどの環境
・孤立防止、コミュニティ形成など

熊本地震では、
・110の仮設住宅団地（4303戸）
・みなし仮設は1万戸以上

2年～

災害公営住宅

行政だけでは対応しきれない

「生活再建」支援を考える

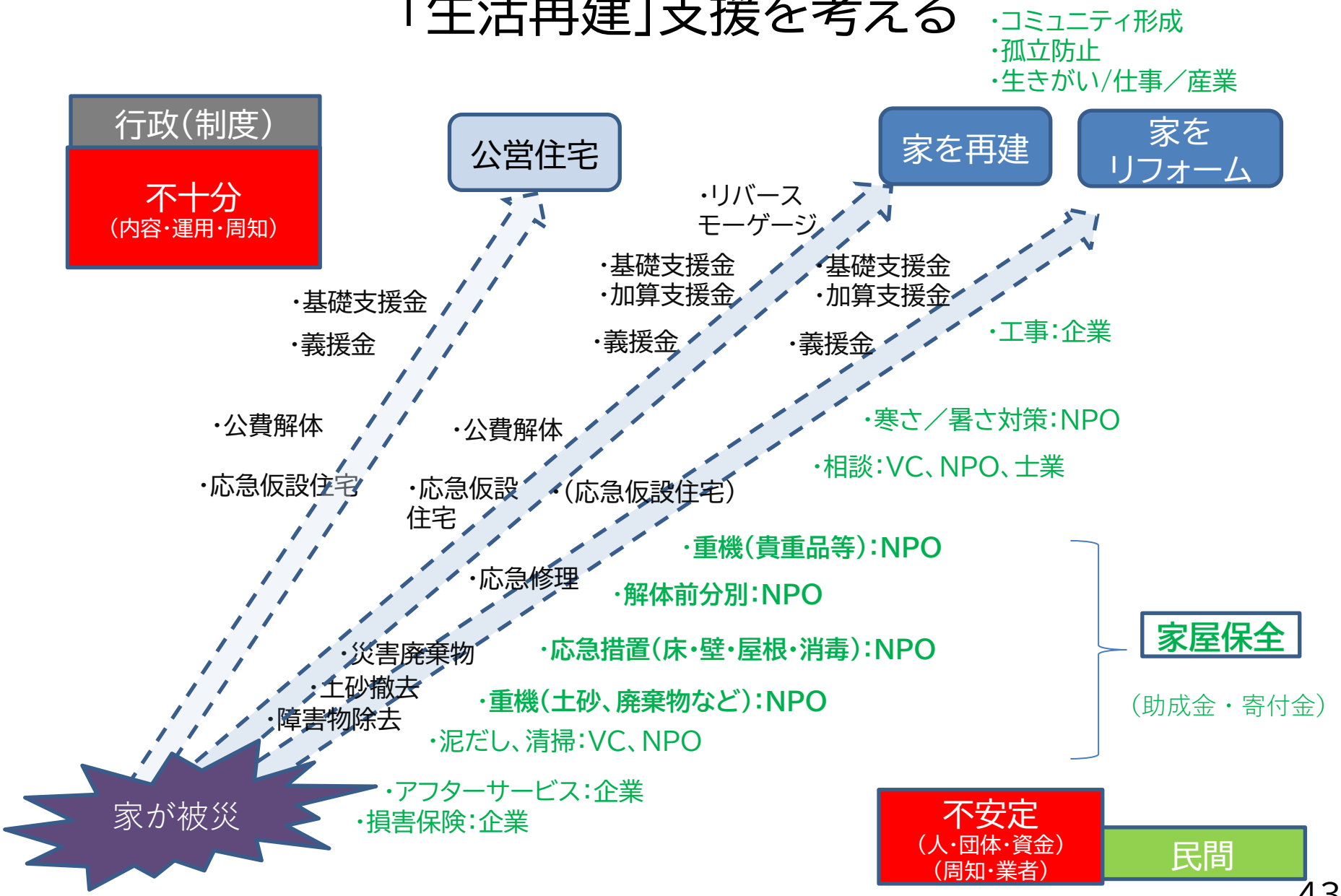
・コミュニティ形成
・孤立防止
・生きがい/仕事／産業
行政（制度）
不十分
（内容・運用・周知）
公営住宅
家を再建
家を
リフォーム
・リバース
モーゲージ
・基礎支援金
・加算支援金
・基礎支援金
・加算支援金
・義援金
・義援金
・義援金
・工事：企業
・公費解体
・公費解体
・寒さ／暑さ対策：NPO
・相談：VC、NPO、士業
・応急仮設住宅
・応急仮設
住宅
・（応急仮設住宅）
・重機（貴重品等）：NPO
・応急修理
・解体前分別：NPO
・災害廃棄物
・応急措置（床・壁・屋根・消毒）：NPO
・土砂撤去
・重機（土砂、廃棄物など）：NPO
・障害物除去
・泥だし、清掃：VC、NPO
家屋保全
（助成金・寄付金）
家が被災
・アフターサービス：企業
・損害保険：企業
不安定
（人・団体・資金）
（周知・業者）
民間

被災者支援コーディネーション

●被災者支援コーディネーションの定義（本ガイドラインでの定義）

「被災者支援は、行政・社協・ＮＰＯ等、それぞれが役割を担い、各地で主体的に進められる。しかし、それぞれが独自に活動を展開するだけでは、支援の「もれ・むら」が生じる。そこで、平時から支援関係者の連携促進に取り組み、災害発生後はその連携を活かして、被災者のニーズと支援の全体像を把握・共有し、被災現場における活動を支援するとともに、課題解決に向けた調整を行う。」

●被災者支援コーディネーションの機能

1.連携を促進する
2.全体像を把握する
3.活動を支援する
4.課題を解決

各種ガイドラインの作成 https://jvoad.jp/guideline/
被災者支援コーディネーション・分野別「家屋保全」「子ども支援」「食と栄養」
独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成金

●被災者支援コーディネーションで目指すもの

・コーディネーションが機能することにより、支援の「もれ・むら」が起きず、被災者が尊厳のある生活ができ、さらには将来的に災害に強い地域づくりにも貢献することを目指す。

「防災は人づくり」

ご清聴ありがとうございました。